

見附市デイサービスセンター坂井園設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年1月4日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第1号

見附市デイサービスセンター坂井園設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則

見附市デイサービスセンター坂井園設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成11年見附市規則第38号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。